

富山県学校吹奏楽連盟規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条（名 称）
この連盟は富山県学校吹奏楽連盟という。
- 第 2 条（事務局）
この連盟の事務局は理事長が定めた場所に設置する。
- 第 3 条（支 部）
この連盟には、新川・富山・高岡・砺波の 4 支部をおく。

第 2 章 目的および事業

- 第 4 条（目 的）
この連盟は、吹奏楽および管・打楽器による音楽の普及・向上を図り、富山県の芸術文化の発展と音楽教育の向上・発展に寄与することを目的とする。
- 第 5 条（事 業）
この連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
①コンクールの開催
②演奏会・講習会・研究会などの開催
③地域社会などへの協力
④吹奏楽などの普及事業への助成
⑤その他、目的を達成するために必要な事業

第 3 章 組織および加盟

- 第 6 条（組 織）
この連盟は、前項の目的に賛同する富山県内の小学校・中学校・高等学校・大学（高等専門学校）・一般・職場の吹奏楽団で組織する。
- 第 7 条（加 盟）
加盟しようとするときは、次の各号をそろえて事務局に申請するものとする。
①加盟の申込書
②連盟で請求する書類
③加盟費
- 第 8 条（会 員）
この連盟は、運営にあたり会員を置く。

第 4 章 会 員

- 第 9 条（会員の種別）
この連盟の会員は、次のとおりとする。
①正会員 所属団体が推薦する代表者（1名）とする。
②名誉会員 この連盟に特に功労のあった者で、総会の決議を経て推薦された者。
③特別会員 この連盟の目的と事業に賛同する学識経験者で、総会の決議を経て推薦された者。
- 第 10 条（資格の喪失）
会員は次の事由によってその資格を喪失する。
①退会したとき。
②正会員の属する団体が解散したとき。
- 第 11 条（退 会）
会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

第12条（除名）

会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の決議を経て、理事長がこれを除名することができる。

- ①この連盟の名誉を傷つけ、または連盟の目的に違反する行為のあったとき。
- ②この連盟の会員としての義務に違反したとき。
- ③会費を1年以上滞納したとき。

第5章 役員及び事務局

第13条（役員）

この連盟には次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 16名以上、48名以内
(うち理事長1名、副理事長若干名、常任理事12名以上16名以内)
4. 監事 2名

第14条（役員を選任）

1. 会長は理事会で審議の上、理事長が推戴する。
2. 副会長は理事会で審議の上、理事長が推戴する。
3. 常任理事は、理事および特別会員の中から総会でこれを選任する。ただし、学識経験者の数は3分の1を越えてはならない。また、各支部代表理事は常任理事を兼ねるものとする。
4. 理事長は、常任理事より互選し、選出された支部は常任理事を1名加えることができる。
5. 副理事長・事務局長は、理事長が常任理事より推薦する。
6. 常任理事以外の理事は、各支部より推薦されるもので、各支部の加盟団体10団体までは4名とし、11団体を越えるときは5団体ごとに1名を加えることができる。ただし、各支部12名以内とする。
7. 監事は理事より選出する。他の役職を兼ねない。
8. 特別会員は理事待遇とする。

第15条（役員の職務）

1. 会長は会務を総括し、この連盟を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長はこの連盟の業務を統括する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事長があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。また、総務・事業を総括するとともに事務局長への助言にあたる。
5. 常任理事は理事長および副理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。
6. 理事は理事会を組織し、この規約に定めるもののほか、この連盟の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し執行する。
7. 各支部代表理事は、支部の運営事業を統括し、理事会にその報告をするものとする。
8. 事務局長は常任理事が兼任し、副理事長のもとに各実行委員を組織し統括する。
9. 事務局長は財務を担当する。
10. 実行委員長は常任理事がこれに当たる。

第16条（監事の職務）

監事はこの連盟の業務および財務に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- ① 連盟の状況を監査すること。
- ② 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ③ 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会・総会に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要があるときは、理事会または総会を招集すること。

第17条（役員任期）

1. この連盟の役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまではなおその職務を行う。

第6章 顧問および参与

第18条（顧問および参与）

1. この連盟に顧問および参与をおくことができる。
2. 顧問および参与は理事会においてこれを推薦し、会長が委嘱する。
3. 顧問および参与は、理事会または理事長の諮問機関とする。

第7章 会 議

第19条（総会の招集）

1. 通常総会は毎年1回、会計年度終了後1ヶ月以内に会長が招集する。
2. 理事長または監事が必要と認めるとき、臨時総会をもつことができる。
3. 正会員、特別会員総数の3分の2以上の請求があった場合、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

第20条（総会の議長）

総会の議長は、会議のつど正会員の互選で定める。

第21条（総会の議決事項）

総会はこの規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 事業計画および収支予算についての事項
- ② 事業報告および収支決算についての事項
- ③ 財産目録についての事項
- ④ その他、この連盟の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項。

第22条（総会の定足数）

1. 総会は、正会員現在数の過半数の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、諸般の事情により正会員が出席できない場合は、あらかじめ意志を表示した正会員の代理人を出席者とみなす。
2. 総会の議事は、この規約で別に定めがある場合を除くほか出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第23条（常任理事会および理事会の招集など）

1. 常任理事会および理事会は理事長が招集する。
2. 議長は理事長とする。

第24条（常任理事会および理事会の定足数）

1. 常任理事会および理事会は、常任理事および理事の過半数の出席を必要とする。ただし、いずれかの支部1名以上の出席がない場合は、その会議を開き議決することができない。
2. 議事は、この規約で別に定めがある場合を除き、出席役員数の過半数をもって決する。

第25条（議事録）

すべての会議には議事録を作成する。

第26条（発言権）

1. 総会では正会員および議長が指名した者とする。
2. 理事会では理事および議長が指名した者とする。

第27条（議決権）

1. 総会は出席した正会員の各1名につき1票とする。
2. 理事会は出席した理事の各1名につき1票とする。
3. ただし、いずれも委任状により当該議事につきあらかじめ意志表示があれば、議長はこれを1票とする。

第8章 支 部

第28条（支 部）

規約第3条により支部をおく。

1. 各支部は、この連盟の趣旨に基づいて各支部規約を作成し理事会の承認を受けるものとする。
2. 各支部には事務局をおき、連盟支部としての業務を行う。
3. 支部は、連盟規約および支部規約が定める目的達成のため各種の事業を行う。
4. 支部は、この連盟主催事業を主管することができる。
5. 支部役員は、支部会員および支部総会において推薦された特別会員により選出された者とする。
6. 支部役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
7. 支部には支部長をおき、会長が推戴する。
8. 支部代表理事を選出し、支部長を補佐し支部の運営事業を統括する。
9. 支部は、この連盟総会時に支部業務報告をしなければならない。

第9章 委 員 会

第29条（業務分担）

本規約第5条を遂行するために次の委員会をおくことができる。

1. 総務担当委員会
 - ①事務・企画委員会
 - ②全日吹連委員会
 - ③中日吹連委員会
 - ④吹鳴編集委員会
 - ⑤その他臨時委員会
2. 事業担当委員会
 - ①全日コンクール委員会
 - ②中日コンクール委員会
 - ③各種コンテスト委員会
 - ④吹奏楽祭委員会
 - ⑤講習会委員会
 - ⑥その他臨時委員会

第30条（実行委員会）

前条の業務を執行するため実行委員会をおくことができる。

第10章 資産および会計

第31条（資産の構成）

この連盟の資産は次のとおりとする

- ①継承した財務目録記載の財産
- ②会 費
- ③事業に伴う収入
- ④寄付金品
- ⑤その他の収入

第 3 2 条 (資産の管理)

この連盟の資産は理事長が管理する。

第 3 3 条 (加盟金・会費)

1. 加盟金は 1 団体 1, 0 0 0 円 (新規加盟団体のみ)

2. 会費は年額を次の部門により定める。

① 小学校 4, 0 0 0 円

② 中学校 6, 0 0 0 円

③ 高等学校・大学 (高等専門学校)・職場・一般 1 0, 0 0 0 円

3. 会費は当該年度の 6 月末までに納入するものとする。

第 3 4 条 (会計年度)

この連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

第 1 1 章 付 則

第 3 5 条 (規約の変更)

この規約の変更は総会の過半数の賛同を要する。

昭和 3 2 年	7 月 2 5 日	実施
昭和 3 5 年		改正
昭和 4 3 年		改正
昭和 4 6 年		改正
昭和 5 2 年		改正
昭和 5 5 年		改正
昭和 6 3 年	4 月 3 0 日	改正
平成 5 年	4 月 2 4 日	改正
平成 1 5 年	4 月 2 4 日	改正
平成 1 9 年	4 月 2 1 日	改正
平成 2 1 年	4 月 2 5 日	改正
平成 2 2 年	4 月 2 5 日	改正